

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 中部国際空港利用促進協議会は、中部国際空港がその機能を十分に発揮していくことが可能となるよう、地元民間及び地域が中心となって、同空港の利用促進・活用等の取組みを一体的に推進していくことを目的とし、次の事業を行っている。 (1) 中部国際空港の利用促進に関する取組みに関すること (2) 中部国際空港を活用した中部地方の発展に関する取組みに関すること (3) 前各項の取組に必要な調査研究、情報交換に関すること (4) その他本会の目的達成のために必要とすること 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 契約の相手方となる中部国際空港利用促進協議会は、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、名古屋商工会議所及び一般社団法人中部経済連合会等において組織する、上記目的を達成する唯一の団体である。 (参考：平成13年11月設立)

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。